

一括有期事業報告書・一括有期事業総括表の記入について

建設事業の申告手続

1. 有期事業とは

当初から事業の期間が予定され、工事の完成など所定の目的を達して終了する事業をいい、一工事毎に保険関係が成立し、申告手続が必要となります。

2. 申告する事業

●一括有期事業の要件

建設の事業については、一つの工事に係る請負金額が1億8千万円未満(消費税額を除く(※))、かつ、概算保険料額が160万円未満の場合一括して申告することになっています。

※一括有期事業の要件に該当しない事業の場合は、1現場ごとに一つの事業として(これを「単独有期事業」といいます。)、その事業が開始されるごとに労災保険の成立手続をすることとなります。

※自社倉庫での作業や事務員の保険料については、別途事務所労災の成立手続が必要となります。

●申告する工事

1～3のいずれの要件も満たす工事は、一括有期事業の対象となりますので、取りまとめて確定申告していただくことになります。

1 元請工事

発注者から直接工事の施工を請け負ったものである。

(公共・民間を問わず全ての工事)。

注 1) 下請工事は申告対象となりません。

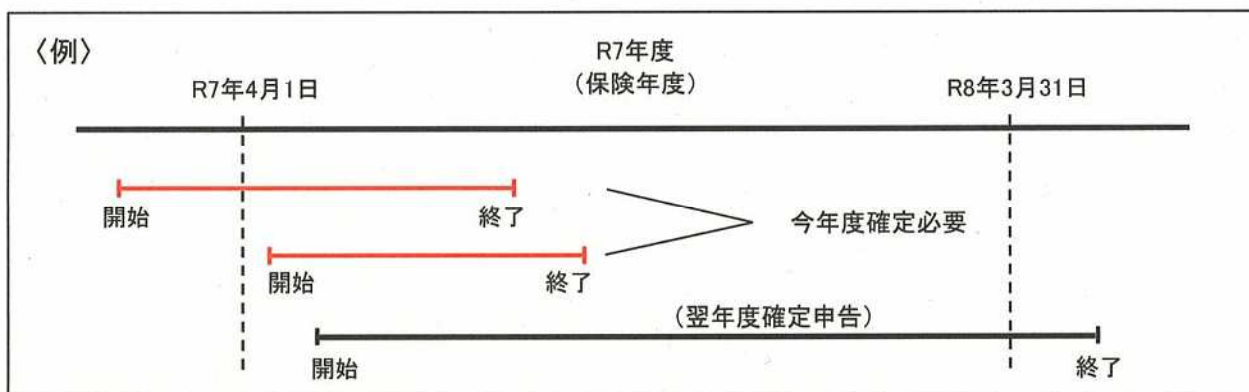
注 2) 労働者を使用しない工事は対象となりません。

2 元請金額及び概算保険料

一工事の請負金額が1億8千万円未満(消費税額を除く(※))、かつ概算保険料額が160万円未満の工事

3 工事期間

次に例示した赤線の工事、つまり、算定年度内(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)に終了した一括有期対象工事を取りまとめて確定申告していただくことになります(令和7年3月31日以前に開始している工事の算入もれがないよう注意してください)。



※平成27年3月31日以前に開始された工事については、1億9千万円未満(消費税額を含む)

3. 保険料の算定の仕方

建設の事業における労災保険料の算定方法には、「支払賃金」による場合と「請負金額」による場合があります。

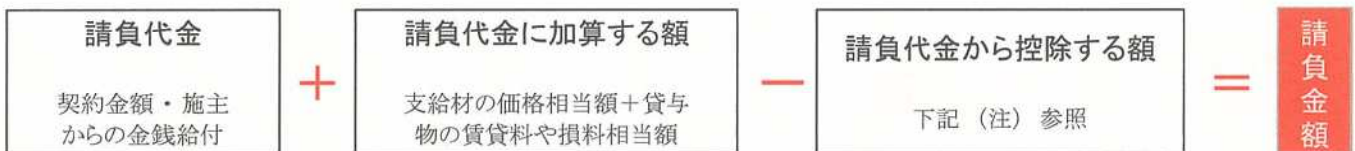
1 支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含めその工事における元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金を正確に把握し、かつ、作業日報、賃金台帳の原本等の帳簿書類を3年間保存している場合は、支払い賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。この場合、**通勤手当や賞与等の一時金も算入されますからご注意ください。**

なお、元請、下請等を問わず、事業主等の労働者とならない者の賃金は算入しないでください。

2 請負金額による算定（賃金総額を正確に算定することが困難なもの）

建設の事業において、一般的には請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、保険料率を乗じて保険料を算定しますが、その場合、請負金額とは、工事請負契約上の代金（平成27年4月1日以降に工事を開始した場合は消費税を除く）、つまり請負代金に、支給資材等の価格相当額や貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工事用物(注)のみを控除したものを請負金額といいます。



(注) 請負金額から控除する控除対象工事用物は、「機械装置の組立て又は据付けの事業」(業種番号36)の機械装置のみです。以下の「3 機械装置の範囲」を参照してください。

3 機械装置の範囲

労災保険料の算定にあたって、請負代金から控除することができる、「機械装置の組立て又は据付けの事業」(業種番号36)における機械装置の範囲については、下記のとおり具体例が示されています。

1. 湿式排煙脱硫装置	8. 発泡ポリスチレンプラント	15. 水力発電設備
2. 火力発電所ボイラー	9. 電気集塵装置	16. 索道(ロープウェイ、ゴンドラリフト、リフト)
3. 原子炉	10. ガス発生装置	
4. ゴミ焼却装置	11. 水処理設備	
5. 原子力発電所タービン	12. エレベーター	
6. 抄紙機(改造)	13. エスカレーター	
7. 連続鑄造機	14. 石油精製、石油化学プラント	

一括有期事業における事業の種類

一括有期事業については、事業の種類ごとにそれぞれ異なった労災保険率が適用されるため、前年度中に終了した事業（工事等）をその種類ごとに取りまとめて保険料を算定する必要があります。事業の種類決定、分類は保険料額に直接影響する重要な事項です。事業の種類決定に当たっては、下記の説明を参照し適正な分類をして下さい。

31. 水力発電施設、ずい道等新設事業

この分類には、水力発電施設新設事業、高えん堤新設事業及びずい道新設事業（内側巻替え及び外巻きの事業含む。）並びにこれらの事業に附帯して当該事業現場内で行われる事業が該当する。

なお、ずい道新設事業の態様をもって行われる道路、鉄道、軌道、水路、煙道、建築物等の建設事業、内面巻立て後のずい道内において土圧を保てるものと認められるコンクリート吹付け工法による巻立てを行う事業は、本分類に含まれる。

また、内面巻立て後のずい道内において道路舗装、砂利散布又は軌条の敷設を行う事業及び建築物の建設を行う場合は、除外事業としてそれぞれ該当する事業の種類に分類される。

（注）推進工法による管の埋設の事業については、管の内径のいかんにかかわらず「37 その他の建設事業」の労災保険率を適用する。

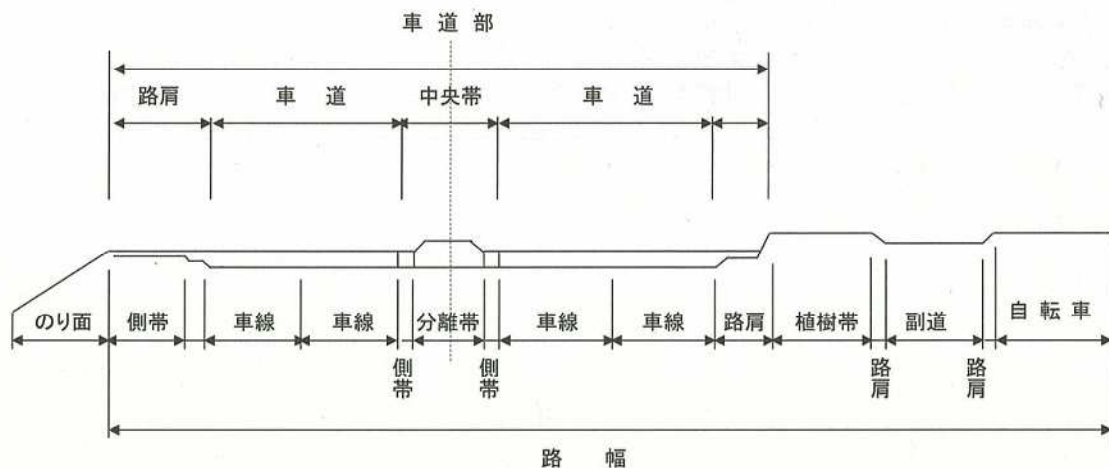
32. 道路新設事業

この分類には、道路の新設事業、**路幅の拡張**の事業、**路線変更**の事業及びこれらに附帯して行われる事業が該当する。

なお、道路新設事業に伴うずい道新設工事又は建築工事については、除外事業として、「31 ずい道新設事業」又は「35 建築事業」に分類されるが、道路新設事業に係る総請負金額のうち、当該ずい道新設工事に係る施工経費が1000万円未満若しくは、総請負金額の10%未満であるとき、又は、当該建築工事に係る施工経費が500万円未満若しくは、総請負金額の10%未満であるときは、当該道路新設工事全体が本分類に含まれる。

《参考》

路幅とは



33. 舗装工事業

この分類には、道路、広場等の舗装又は砂利散布を行う事業及び広場の展圧又は芝張りを行う事業が該当する。ここで、舗装とは、下層路盤から表層までの一連の作業工程の全部又は一部をいう。

注1) 舗装工事業の取り扱いについて

- ① 道路新設工事に伴う舗装工事が道路新設工事とは異なる請負契約により締結されている場合には「33 舗装工事業」の労災保険率を適用する。
- ② 道路新設工事に伴う舗装工事が、道路新設工事と同一の請負契約によって施工される場合は「32 道路新設事業」の労災保険率を適用する。
- ③ 路幅の拡張工事に伴う舗装工事が、事業として独立している場合には「33 舗装工事業」の労災保険率を適用する。

注2) 道路改修等工事（改修、復旧、維持の工事）と舗装工事を同一の請負契約によって併せ行う場合の労災保険率の適用は、完成される工作物により行い、完成される工作物により難しい場合は主たる工事、作業によること。なお、主たる工事の判断は、それぞれの工事、作業に係る賃金総額の多寡によること。

注3) 道路、鉄道又は軌道の改修又は復旧工事に伴い砂利散布を行う事業は「37 その他の建設事業」に含まれる。

34. 鉄道又は軌道新設工事業

この分類には、鉄道又は軌道新設線の建設を行う事業及び複線化工事等新設の態様をもって施工される事業並びにこれらに附帯して行われる事業が該当する。

なお、鉄道又は軌道新設事業においてずい道新設工事の態様又は建築工事の態様をもって行われる工事及び建築工事業用機械以外の機械の組立て又は据付けを行う工事は、除外工事としてそれぞれ該当する事業の種類に分類される。

35. 建築事業

新築、増改築に伴う建物内部工事はこの分類に含みます。

又、既設の建物でも、外壁、屋根等外部が主の工事もこの分類となります。

この分類には、建築物及び橋りょうの新設、改修、復旧、維持、解体等を行う事業及びこれらに附帯して行われる事業が該当する。

（事業の種類の詳細目）

- (1) 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業
- (2) 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業
- (3) 橋りょう建設事業（下部工事、上部工事）
- (4) 建築物の新設に伴う設備工事業（電話の設備、給排水等の設備、冷暖房の設備等各種設備工事及び土地に定着する工作物への塗装工事）
- (5) 建築物の新設に伴う電気の設備工事業
- (6) 送電線路又は配電線路の建設（埋設を除く）の事業
- (7) 工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去を行う事業

工作物の解体については、「37 その他の建設事業」に分類される場合もある。

(P8(5)解体についてを参照)

(8) その他の建築事業

- ・野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りのスタンドの建設事業
- ・たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業
- ・鉄塔又は跨線橋（跨線道路橋を除く）の建設事業
- ・煙突、煙道、風洞等の建設事業
- ・やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業
- ・門、塀、柵、庭園等の建設事業
- ・炉の建設事業
- ・通信線路又は鉄管の建設（埋設を除く）の事業
- ・信号機または可変式道路情報装置の建設事業
- ・配水池、プール等の建設事業（地上に構築するもの）
- ・し尿処理施設、下水処理施設又は汚水処理施設の建設を行う事業
- ・機械装置の組立て又は据付けを伴う工場の建設を行う事業

注1) 建設工事用機械以外の機械の組立て又は据付けの事業のうち、建築物の新設に伴って行われるエレベーター、エスカレーター、冷凍機、空気調節機、ボイラー等の機械の据付け事業は除外事業として「36 機械装置の組立て又は据付けの事業」の労災保険率を適用する。

注2) 開さく工法による地下道の建設事業について

- ① 開さく工法（オープンカット工法）による地下道（専ら歩行者の通行の用に供することを目的とする地下道、例えば道路横断地下道、駅構内地下道及び建築物間の地下道等）の建設を行う事業は「35 建築事業」の労災保険率を適用する。
- ② 開さく工法以外の工法で施工される地下道の建設を行う事業は「31 ずい道新設事業」の労災保険率を適用する。
- ③ 地下道の建設を行う事業で、工事区間に前記①及び②の工法が合わせ施工される場合は、それぞれ「35 建築事業」及び、「31 ずい道新設事業」の労災保険率を適用する。

注3) 太陽光発電設置装置の設備工事は、その規模等にかかわらず「35 建設事業」の労災保険率を適用する。

38. 既設建築物設備工事業

この分類には、主として**既設建築物内部において各種設備工事を行う事業及び室内の塗装、建具の取付けその他の内装工事を行う事業が該当する。**

なお、**主として外部において高所作業により既設建築物の設備工事を行う事業は「35 建築事業」に含まれる。**

注1) 建築物の新設に伴う内部設備工事業又は内装工事業は、たとえ分割発注であっても、本分類から除かれ「35 建築事業」に分類される。

注2) 既設建築物の内部で行われる工事において、建設工事用機械以外の機械の組立て又は据付けを行う工事は、除外事業として「36 機械装置の組立て又は据付けの事業」に分類される。

36. 機械装置の組立て又は据付けの事業

この分類には、各種機械装置の組立て又は据付けを行う事業及びこれに付帯して行われる事業が該当する。

なお、建設工事において、当該建設工事に使用するための機械の組立て又は据付けを行う事業は、当該建設工事に付帯する事業として取り扱う。

○工事用物である機械装置の範囲について

機械装置とは、機械装置の本体、附属装置及び附属品（例えば、パイプ、配線・配管材料、専用工具、保温材）をいう。

- 本分類は、労務費率「組立て又は取付けに関するもの」と「その他のもの」に区分してあるが、「その他のもの」に該当するのは機械装置の基礎台の建設を行う事業のみである。
- 機械装置の組立て又は据付けを伴う修繕及び部品等の取替えは、本分類に含まれる。
- 機械装置の保守、点検は「その他の事業」(9416)となります。

37. その他の建設事業

この分類には、ずい道、道路、鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持を行う事業、沈没物の引揚げの事業等他に分類されない建設事業及びこれらの事業に附帯して行われる事業が該当する。

(事業の種類の詳細)

- (1) えん堤の建設事業 (高さ20m未満のもの)
- (2) ずい道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業
- (3) 道路の改修、復旧又は維持の事業 (路幅の拡張を伴うものは「32 道路新設事業」)
- (4) 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業
- (5) 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業
- (6) 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業
- (7) 貯水池、鉱毒沈殿池、プール等の建設事業 (地下に構築するもの)
- (8) 水門、樋門等の建設事業
- (9) 砂防設備 (植林のみによるものを除く) の建設事業
- (10) 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業
- (11) 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立て事業
- (12) 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業 (建築に伴う造成工事は「35 建築事業」)
- (13) 造園の事業
- (14) 地下に構築する各種タンクの建設事業
- (15) 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業
- (16) さく井事業
- (17) 工作物の解体事業 (P8 (5)解体についてを参照)
- (18) 沈没物の引揚げ事業
- (19) その他の各種建設事業

注1) 路面標識等の表示を行う事業 (路面表示業) は、道路附属施設を設置する工事として建設事業として取り扱い「37 その他の建設事業」の労災保険率を適用する。

注2) ケーソン (函塊) 製作工事は、防波堤あるいは岸壁建設工事等のために行うものであるから「37 その他の建設事業」の労災保険率を適用する。

注3) 道路、家屋その他の建築物等の除雪作業を行う事業については「37 その他の建設事業」の労災保険率を適用する。

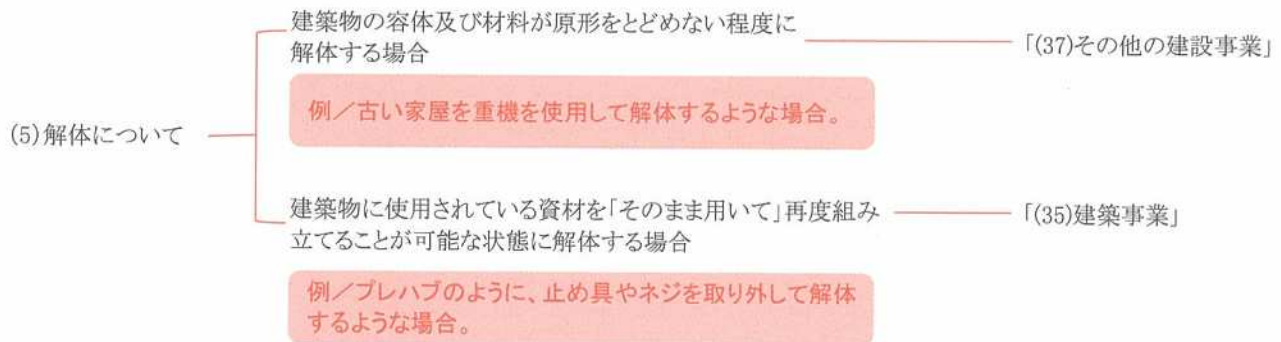
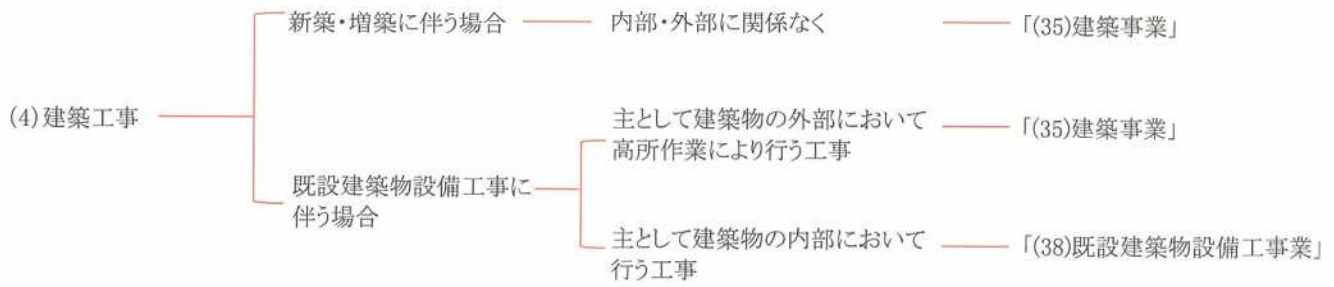
注4) 建設事業の一部を請負っている生コンクリートの圧送を行う事業は建設事業として取り扱う。したがって、生コンクリートの圧送を行う事業主が下請負人となる場合には、当該建設事業に係る元請負人を事業主として保険関係を成立させる。

また、生コンクリートの圧送を行う事業主が建設事業の元請負人となる場合は、当該建設事業を独立した事業 (有期事業又は一括有期事業) として保険関係を成立させるものとする。なお、この場合の労災保険率は完成される工作物により決定する。

注5) 給排水管工事については「37 その他の建設事業」の労災保険率を適用するが、新設建築物の屋内配管工事に伴って配水管より敷地内に引き込む給水管の埋設工事の事業は「35 建築事業」の労災保険率を適用する。

労災保険率の適用概略図





一括有期事業報告書・総括表作成

一括有期事業報告書には、令和7年度中に終了した一括有期対象工事（元請分）をもれなく「期間」別、「事業の種類」ごとに分けて計上してください。

平成27年4月1日以降の事業開始の工事については、消費税を除いた請負金額を計上してください。

契約上の期間に関わらず 実際の工期で記入してください。		労働保険 一括有期事業報告書（建設の事業）		提出用			
労働保険番号		基幹番号		控番号			
3 3 1 0 1 9 0 0 0 0 5 0 0 1		2 枚のうち 1 枚目					
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳			② 労務費率	③ 賃金総額
			請負代金の額 円	請負代金に 加算する額 円	請負代金から 控除する額 円		
〇〇ハイツ新築工事	和気郡和気町	7年3月15日から 7年11月30日まで	30,000,000			30,000,000	23
□□ビル増築工事	岡山市北区	7年6月1日から 8年1月31日まで	50,000,000			50,000,000	23
☆☆医院新築工事	新見市新見	7年7月10日から 8年3月31日まで	100,000,000			100,000,000	23
10月分 △△邸屋根工事他6件	岡山市北区	7年10月1日から 7年10月31日まで	10,000,000			10,000,000	23
事業の種類	建築事業	計	190,000,000			190,000,000	

前年度中（保険関係が消滅した日までに）
令和8年 〇 月 〇 日

岡山 労働局労働保険特

（注意）
① 報告書の記載に当たっては、平成19年3月
以降に事業（工事）を開始したものを別業とする。②
② 社会保険労務士（税理士）は、この報告書を社会保険労務士（税理士）の報告書として記載すること。

郵便番号(700 - 8611)
電話番号(086 - 225 - 2012)
住所 岡山市北区下石井1-4-1
株式会社 労働建設
氏名 代表取締役 労働 太郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏名	電話番号

請負金額500万円未満の工事は、事業の種類別に月単位でまとめ「〇月分〇〇〇工事他〇件」のように記載することも可能です。但し、内訳表を作成し、保存しておいてください。

「事業の種類」別に、別集計としてください。

事業の種類	事業場の所在地	事業の期間	請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額	労務費率	賃金総額
			円	円	円	円	円	
△△ビル内装工事	倉敷市並計	7年5月15日から 7年11月30日まで	51,450,000			51,450,000	23	
事業の種類	既設建築物設備工事業	計	51,450,000			51,450,000		

労務費率によって算定したものと
実支払賃金によって算定したもの
については、それぞれ別集計として
ください。

- ① 一括有期事業報告書から、総括表で分類してあります事業の種類・工事開始時期ごとに請負金額及び賃金総額を転記し、労務費率を乗じて賃金総額を算出(千円未満切捨)し、その額に該当する労災保険率を乗じて、業種ごとの確定保険料額を計算してください。
- ② メリット制が適用されている事業場は昨年度送付された「労災保険率決定通知書」により通知された改定労災保険率を乗じて得た額となります。新規メリット事業場は、概算保険料から適用となります。

*事業開始時期が平成19年4月1日以降の事業(工事)記入欄及び一般拠出金欄について

○平成19年4月1日以降開始した事業(工事)を、確定申告・納付する際は、一般拠出金の申告・納付も必要です。

$$(計算式) \quad \boxed{\text{一般拠出金}} = \boxed{\text{一括有期事業総括表 賃金総額欄の合計}} \times \boxed{0.02/1000(\text{一般拠出金率})}$$

別添様式

労働保険等
7年度一括有期事業総括表(建設の事業)

事業主様

業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率		保険料額
						基礎料率	引上料率	
31	水力発電施設、平い道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの 平成28年3月31日以前のもの 平成29年3月31日以前のもの 令和6年3月31日以前のもの		18 19 19		1000分の89 1000分の79		
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの 平成28年3月31日以前のもの 平成29年3月31日以前のもの 令和6年3月31日以前のもの		20 19				
33	舗装工事業	平成27年3月31日以前のもの 平成28年3月31日以前のもの 平成29年3月31日以前のもの 令和6年3月31日以前のもの		18 17				
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日以前のもの 平成28年3月31日以前のもの 平成29年3月31日以前のもの 令和6年3月31日以前のもの		23 25 24				
35	建築事業	平成27年3月31日以前のもの 平成28年3月31日以前のもの 平成29年3月31日以前のもの 令和6年3月31日以前のもの	190,000,000	23	43,700	9.5		415,150
38	既設建築物設備工事業	平成27年3月31日以前のもの 平成28年3月31日以前のもの 平成29年3月31日以前のもの 令和6年3月31日以前のもの	51,450,000	23	11,833	12		141,996
36	機械装置の組立て又は修繕工事 その他のも	平成27年3月31日以前のもの 平成28年3月31日以前のもの 平成29年3月31日以前のもの 令和6年3月31日以前のもの 令和6年4月1日以降のもの		38 40 38 21 22				
37	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの 平成28年3月31日以前のもの 平成29年3月31日以前のもの 令和6年3月31日以前のもの 令和6年4月1日以降のもの		21 22 21 23				
合計			241,450,000		55,533			557,146
					①(①を除いた合計)	②一般拠出金率	一般拠出金額	
					55,533 千円	1000分の	1,110 円	

注

1 一括有期事業報告書(様式第7号甲)に記入した事業(工事)を、事業の種類ごとに計算し、本表により確定保険料を計算すること。

2 前年度にメリット制が適用された事業については、メリット料率を記入のうえ確定保険料を計算すること。

3 一般拠出金とは、石綿による健康被害の被害に關する法律第3条第1項に基き、労災保険適用事業主から徴収する拠出金を指す。

4 一般拠出金は事業(工事)開始時期が平成19年4月1日以降の事業(工事)を徴収対象とする。

《一括有期事業報告書【事業の名称】の記載について》

- ・工事内容によって「事業の種類」(労災保険率)が変わります。契約書上の工事名称にとらわれず、工事内容を確認のうえ事業の種類を区分してください。
- ・「事業の名称」欄には、工事の内容がわかるように記載してください。公共工事の場合は、契約工事名で記載してください。
例)「リフォーム工事」の記載は×・・・(35)建築 (38)既設 のどちらに分類となるかわかりません。
「リフォーム工事(屋根工事)」・・・(35)建築

700 - 8611)
086 - 225 - 2012)
-4-1

本郡
名称及び代表者の氏名)
話 番 号

一括有期事業報告書・総括表を提出の際は、経営審査関係書類、契約書、工事台帳等を確認のうえ記入もれがないよう願います。事業の書類や請負金額等については、申告書提出後、労働局においてチェックを行いますが、その際疑義のあるものについては、後日算定基礎調査を行い確認することとしています。この調査において差額が生じた場合には別途追徴金も発生しますので、ご注意願います。